

練馬区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 1 号

練馬区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

練馬区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年 3 月練馬区規則第82号）の一部をつぎのように改正する。

第17条第 1 項中「令第43条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項中「は、令第43条の 5 第 1 項」を「は、令第47条第 1 項」に、「令第43条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第 3 項中「令第43条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第 4 項中「は、令第43条の 5 第 6 項」を「は、令第47条第 6 項」に、「令第43条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第 1 号様式および第 5 号様式中「80万 9 千円」を「82万6,500円」に改める。

第25号様式および第26号様式中「第43条の 5 第 1 項」を「第47条第 1 項」に改める。

第27号様式および第28号様式中「第43条の 5 第 6 項」を「第47条第 6 項」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 号様式および第 5 号様式の改正規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の様式による用紙で現に残存

するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。